

## 一般競争入札等案件情報詳細（工事等）

公告	第2022-35号	年度	令和4年度
区分	工事	工事（業務）番号	第0181号
名称	手稲東中学校電気設備改修工事		
入札方法	事後審査型制限付郵送一般競争入札		
発注区分	単体企業		
審査区分	事後審査		
最低制限価格	有		
工種（業種）	電気		
等級	A		
落札方式	最低価格		
完成期限又は工期	令和5年2月28日（火）		
工事場所又は履行場所	札幌市西区西野2条5丁目		
内訳書提出	必要		
入札書比較価格	28,080,000円（予定価格×100/110）		
公告日	令和4年7月6日（水）		
入札書提出期限・送付先	令和4年7月22日（金）午後5時00分（簡易書留郵便必着） 一般財団法人札幌市住宅管理公社 総務部 総務課 契約担当係 送付先住所（郵便番号060-0001） 札幌市中央区北1条西2丁目9番地オーネク札幌ビル1階 <b>※簡易書留郵便以外の方法による提出（送付）された入札書及び提出期限までに到達しなかった入札書は無効とする</b>		
開札	令和4年7月25日（月）午前9時15分 一般財団法人札幌市住宅管理公社 <b>2階</b> 会議室 <b>※入札参加者の開札への立会いは原則行わない。特に立会いを希望する入札参加者は、電子メール（送信先アドレス shimei@s-j-k.or.jp）での事前申込（書式は自由）が必要。立会い参加希望者多数の場合は、電子メールの受信日時の先着5者までに限る</b>		
申請書受付期間	開札終了後から令和4年7月26日（火）午後4時00分まで		
備考	(1) 質問は、要綱様式7により、令和4年7月13日（水）午後5時00分までに契約担当部へ電子メールで提出（記入・押印済のものをPDFにして添付。送信先アドレス shimei@s-j-k.or.jp）すること。 なお、送信後は、メールが正常に到達したか否かを電話により契約担当部へ確認（連絡先電話番号 011-211-3381）すること。質問の提出期限までに電話がなかったものについては、回答対象としない。 (2) 契約締結条件は、一般財団法人札幌市住宅管理公社建設工事請負契約約款【令和2年4月改定】（以下「約款」という。）による。 ただし、前払金の使途については、約款附則中「令和3年3月31日」とあるのを「令和5年3月31日」と読み替えて契約締結する。		

【次頁へ続く】

備考

【前頁から続く】

- (3) 契約締結後、当公社の関係規程等が改正され、かつ、受注者からの申出に対し、監督員が本工事について監理技術者補佐を配置し監理技術者が特例監理技術者となることを承諾したときは、以下ア及びイにより、約款を読み替えるものとする。
- ア 約款第10条第1項第3号を第4号に繰り下げたうえ、第3号として「監理技術者補佐（法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。当該ただし書の規定を使用し監理技術者が兼務する場合に限る。以下同じ。）」の規定を置く。
- イ 約款第10条第5項中「主任技術者（監理技術者）及び専門技術者」とあるのを「監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者」と、約款第12条第1項中「現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者）と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）」とあるのを「現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）」に、約款第12条第2項中「主任技術者（監理技術者）」とあるのを「監理技術者等」と読み替えるものとする。

# 事後審査型制限付郵送一般競争入札における入札書の送付方法等について 【令和4年7月6日公告】

一般財団法人札幌市住宅管理公社 理事長

本件事後審査型制限付一般競争入札については、「事後審査型制限付郵送一般競争入札」の方式により行いますので、入札公告等とともに下記事項を熟読し、参加してください。

記

## 1 用語の定義

事後審査型制限付郵送一般競争入札とは、従来の入札参加者が入札会場に参集し入札書を提出する方法と異なり、当公社が指定する日時までに、郵送により入札書を提出する方法による一般競争入札のことです。なお、別に定めのない限り、必要な読み替えを行った上、一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札参加者心得（以下「参加者心得」という。）等の諸規程が適用されます。

## 2 入札書の送付方法等

### (1) 入札書の書式

当公社ホームページに掲載している様式（参加者心得「別記様式2」に相当）又はこれに準じたものとする。

### (2) 入札書の記載事項等

入札公告等及び参加者心得によること。

### (3) 工事費（業務費）等積算内訳書

「別記2」に従い作成すること。

### (4) 委任状

入札会場に参集する必要がないことから原則不要。ただし、代表者（法人である場合は、事前に当公社へ届出のある支店又は営業所の長等を含む。）が作成し押印した入札書を提出できない場合は、委任状と受任者が作成し押印した入札書の両方の提出を要する。

## (5) 特定共同企業体協定書（対象となる場合に限る）

「別記2」に従い作成すること。

## (6) 郵送による入札書等提出用の封筒

外封筒（送付用封筒。長形3号 120mm×2354mm）の中に内封筒（長形3号以下。入札書等を封入後、糊付けにより封緘。封印は作成見本のとおり。折り曲げ可）を入れ、郵送する。封筒及び提出先（送付先）記入に際し、縦・横は問わない。

### ア 外封筒（送付用封筒）

封筒の表面に「入札書在中」と朱書きし、下記の送付先へ別表の「入札書提出期限・提出先」欄に記載された日時まで（必着）となるよう「簡易書留郵便」にて差し出すこと。

#### 【提出（送付）先】

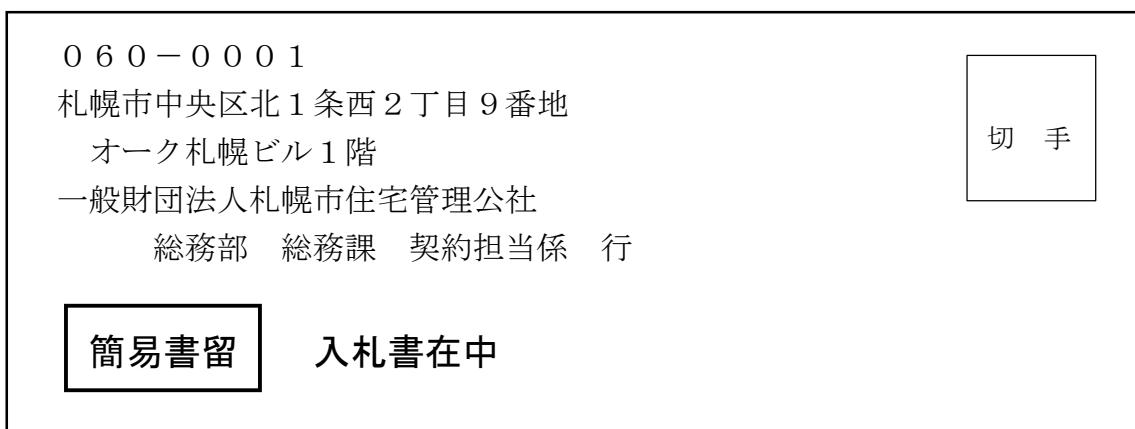
郵便番号 060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目9番地オーパーク札幌ビル1階

一般財団法人札幌市住宅管理公社 総務部 総務課 契約担当係

《封筒の表面記入例》 表面又は裏面に、差出人（入札者名称）を必ず記載すること。

記載のない場合、当該入札書は無効とする。



※送付に要する費用は、差出人で負担願います。

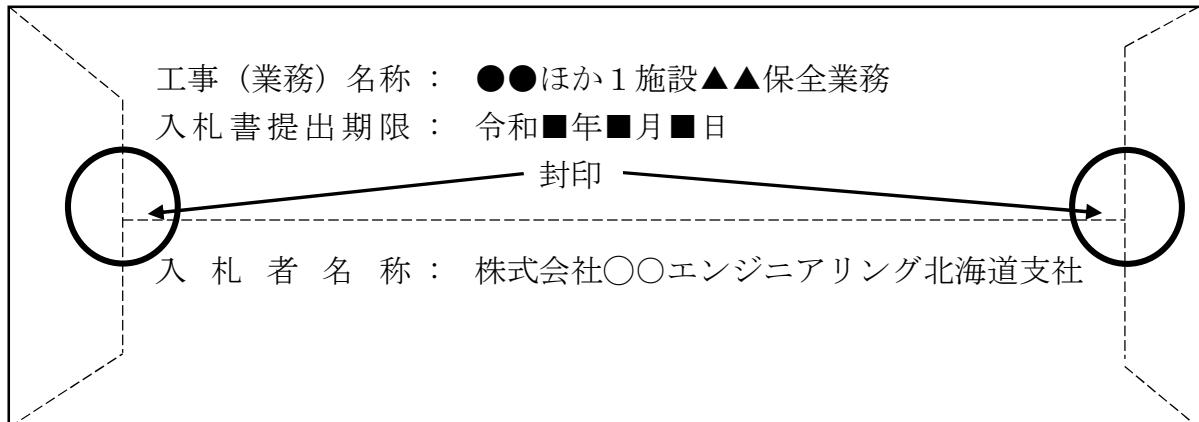
### イ 内封筒（入札書等を封入した封筒）

封筒の裏面（継ぎ目のある側を裏面とする。）に以下の事項を記載し、入札書及び工事費（業務費）等積算内訳書を封入（委任状又は特定共同企業体協定書が必要な場合は、あわせて封入）後、封筒の貼り付け部分に代表者の入札使用印（委任状を用いたときは受任者の印）で封印する。

- ① 工事（業務）名称
- ② 入札書提出期限

- ③ 入札者名称（法人の場合は法人名（特定共同企業体の場合は特定共同企業体名）のみで可）

#### 《封筒の裏面記入例》



## 4 入札書の無効等

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 参加者心得「8 無効入札」で規定するもの（参加者心得中「持参」は「郵送による提出」と読み替える）
- (2) 入札方法に違反して提出されたとき
- (3) 「簡易書留」以外の方法で提出されたとき
- (4) 提出期限までに到達しなかったとき
- (5) 封印がなされていない内封筒（入札書等を封入した封筒）に入った入札書

## 5 開札

事後審査型制限付郵送一般競争入札においては、「7 開札」の規定を以下のとおり読み替える。

### 7 開札

- (1) 開札は、指名通知等により定めた日時及び場所で行います。入札書を提出（送付）した入札参加者の開札への立会いは原則行わない。立会いを希望する場合は、別表「開札」欄で示す方法により、電子メール（メールアドレス shimei@s-j-k.or.jp）で当公社契約担当係へ申し込むこと。
- (2) 開札には、入札事務に関係のない公社職員を立ち会わせる。

## 6 入札金額が同額の場合におけるくじ引き

事後審査型制限付郵送一般競争入札においては、「12 くじによる落札者の決定」の規定を以下のとおり読み替える。

## 12 入札金額が同額の場合

開札の結果、予定価格の範囲内で最低の入札金額で入札した者が2名以上いる場合は、当該入札書送付時の簡易書留郵便の引受番号（お問い合わせ番号）の桁全てを利用して付与する抽選番号により落札候補者の順位を決定し、最低の入札金額でない入札者が2名以上いる場合についても準用する。

なお、不測の事態が生じたときは入札に關係のない公社職員がくじを引き決定する。

### 【簡易書留の引受番号による抽選番号の付与方法】

入札参加者（無効な入札を行った者を含む。以下同じ。）の総数が、「偶数」か「奇数」により付与方法を変える。

#### ① 入札参加者の総数が「偶数」の場合

（例）引受番号 「2 1 5 3 3 8 1 4 0 1 6」 で、入札参加者の総数が4者

※「引受番号」のうち、「各偶数」のみの和を付与する抽選番号とする。

$$(2 + 8 + 4 + 6) = \underline{\underline{20}} \cdots \cdots \text{【付与する抽選番号】}$$

#### ② 入札参加者の総数が「奇数」の場合

（例）引受番号 「2 1 5 3 3 8 1 4 0 1 6」 で、入札参加者の総数が5者

※「引受番号」のうち、「各奇数」のみの和を付与する抽選番号とする。

$$(1 + 5 + 3 + 3 + 1 + 1) = \underline{\underline{14}} \cdots \cdots \text{【付与する抽選番号】}$$

### 【抽選番号が同じ場合の順位決定方法】

参加者に付与した抽選番号の総和を入札参加者の総数で割って得られた値（少数点以下は切捨て。以下「平均値」という。）との「開き差の絶対値（プラス・マイナスは不問）」が小さい順から、第1位の落札候補者とする。

なお、開き差の絶対値が同じ場合は、引受番号の数字（0を含む。以下同じ。）下1桁目が最も小さい者（下1桁目が同じ数字となった場合は、下2桁目、下3桁目）の順により数字が最も小さい者の順とする。

#### （例）入札参加者の総数が5者で、5者の入札金額が同額の場合

参加者A : 抽選番号 7                   ※参加者に付与した番号の総和

参加者B : 抽選番号 1 7                    $7 + 1 7 + 2 1 + 2 6 + 4 7 = 118$

参加者C : 抽選番号 2 1                   ※平均値

参加者D : 抽選番号 2 6                    $118 \div 5 = 23$  （少数点以下切捨て）

参加者E : 抽選番号 4 7

【次頁へ続く】

## 【前頁から続く】

参加者A :	抽選番号 7	→ 開き差の絶対値 1 6	→ 第4位の落札候補者
参加者B :	抽選番号 1 7	→ 開き差の絶対値 6	→ 第3位の落札候補者
参加者C :	抽選番号 2 1	→ 開き差の絶対値 2	→ 第1位の落札候補者
参加者D :	抽選番号 2 6	→ 開き差の絶対値 3	→ 第2位の落札候補者
参加者E :	抽選番号 4 7	→ 開き差の絶対値 2 4	→ 第5位の落札候補者

## 7 再度の入札

予定価格範囲内の入札者がいなかった場合において、再度の入札を行うときは、関係する入札参加者へ通知し、後日行います。

## 8 入札結果の公表

落札候補者へは電話等により結果を通知するので、指定された期日までに申請書を提出すること。それ以外の参加者については、開札日から起算して5営業日以内に公社ホームページ上で公表するとともに、総務部総務課において閲覧に供する。

以 上